



2018年3月6日

各 位

会 社 名 株式会社アドバネクス
代表者名 代表取締役社長 柴野 恒雄
(コード番号 5998 東証第1部)
問合せ先 常務取締役最高財務責任者 大野 俊也
(TEL. 03-3822-5865)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、日本スプリュー株式会社（以下、同社）より提起を受けていました当社製造製品の製造方法に関する訴訟（以下、本訴）および当社が同社に対して提起していました訴訟（以下、反訴）について、東京地方裁判所より判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 判決のあった裁判所および年月日
東京地方裁判所
2018年3月2日

2. 訴訟の経緯

2017年6月23日付「有価証券報告書（46頁）」にてお知らせしているとおり、当社が製造するタンダレス・インサートの製造方法が同社の保有する特許権（螺旋状コイルインサートの製造方法）を侵害するとして、同製品の製造販売の差止め等を求める旨の訴えがなされてきました。当社は、同社が特許出願をした時その発明者である同社代表取締役の本道房秀氏が当社の社外監査役であり当社の製造ラインを頻繁に視察していたこと、また、同氏の技術知識や能力から同氏が真の発明者ということへの疑義があったことなどから、訴訟代理人を選任の上応訴していました。さらに、本訴にかかる費用（主に代理人にかかる費用）について反訴していました。

3. 判決の内容

- (1) 本訴原告（同社）の本訴請求を棄却する。
- (2) 反訴被告（同社）は、反訴原告（当社）に対し本訴および反訴に要した費用（主に代理人にかかる費用）の相応部分を支払う
- (3) 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを3分し、その2を本訴原告（同社）の負担とし、その余は本訴被告（当社）の負担とする。

4. 今後の見通し

今後公表すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

5. 業績への影響等

本訴訟の判決が当社業績に与える影響はありません。今後も当社は高い倫理観をもち、厳格な法令遵守の活動を継続いたします。何卒変わらぬご指導お引き立てのほどお願い申し上げます。

以上

お問合せ先：

株式会社アドバネクス 総務部広報 I R 課

〒114-8581 東京都北区田端 6-1-1 田端アスカタワー

TEL：03-3822-5865

FAX：03-3822-5873